

第28回安曇野市都市計画審議会 会議概要

1	審議会名	第28回安曇野市都市計画審議会
2	日 時	平成24年11月20日 午前10時00分から午後12時10分まで
3	会 場	安曇野市豊科総合支所 第2会議室
4	出席者	内川勝治委員、宮崎崇徳委員、臼井咲子委員、下田正年委員、山田一茂委員 青木基一委員、宇留賀元亮委員、岡江 正委員、柳沢吉保委員、山根宏文委員 塩野敬一委員、矢澤久男委員、高橋 淨委員、下里喜代一委員 小松洋一郎委員、油井 均委員
5	事務局	都市建設部：新家部長 都市計画課：内田課長、横川係長、田中主査、中村主事 下水道課：山浦係長
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	0人 記者 2人
8	会議概要作成年月日	平成24年11月10日

協 議 事 項 等

会議の概要

1. 開会 委嘱書交付（事務局）
2. あいさつ （安曇野市長 宮澤宗弘）
3. 自己紹介 （新規委員、事務局）
4. 会長選出

宇留賀委員より「事務局の腹案」とご指名いただき、「柳沢委員」を会長に推薦。各委員異議ないため、柳沢委員を会長とする。また、職務代理者には内川委員を会長から指名。会長より挨拶。

5. 安曇野市の都市計画・土地利用について

【横川係長】

- ・ 安曇野市の都市計画、土地利用について説明。合併後の新たな土地利用制度構築の概要を中心に説明。
- ・ 当時旧町村間における土地利用制度に違いがあることでまちづくりの一体感が削られる、合併効果が見えにくいといったような声や開発事業に係る手続きが異なることで事業者の混乱、事務手続きの煩雑化を招き、また市内における農地の固定資産税の課税における評価が異なるということで税の不公平感があるなど、全市統一した土地利用制度の構築が喫緊の課題となっていた。
- ・ 市内の多くを占める「田園環境区域」では、開発事業は基本的に基本集落等への3辺接続などの要件がある。
- ・ 対等合併を契機とした土地利用を取巻く一連の検討は、市民が主体となってまちの将来像を描いて、既成の概念、制度にこだわることなくそれぞれの地域にふさわしい秩序を見出した手法というものは大変全国的にも注目を集めている。

【柳沢会長】

将来の人口のありは都市計画の上位にあたるフレームになってくるが、人口が減少するという中にあり、計画的な居住受け入れによる人口増の維持ということが書かれている。都市計画はある程度長期的な見通しの中で建てられるもの。その人口のあり方というものは非常に大きな意味合いをもつ。人口減少ということで非常に頭を悩ましていてその中で何とかコンパクトに収めようということが主流となっているが、人口増とうたわれている。この辺りの根拠、試算があるか。

**【横川係長】**

資料になく大変恐縮だが、平成17年の国勢調査の結果から国立社会保障人口問題研究所から出された数値を参照。安曇野市の人口は平成27年あたりがピークではないかという数値が出ている。このような数字が安曇野市の後期総合計画に反映されてくる。

**6. 審議案件**

◆ 説明

- ・ 議案第1号「安曇野都市計画道路の変更(案)」
  - ・ 議案第2号「安曇野都市計画公園の変更(案)」
  - ・ 議案第3号「安曇野都市計画広場の変更(案)」
  - ・ 議案第4号「安曇野都市計画下水道（公共下水）の変更(案)」
  - ・ 議案第5号「安曇野都市計画下水道（都市下水路）の変更（案）」
  - ・ 議案第6号「安曇野都市計画汚物処理場の変更(案)」
  - ・ 議案第7号「安曇野都市計画ごみ焼却場の変更（案）」
  - ・ 議案第8号「安曇野都市計画火葬場の変更（案）」
  - ・ 議案第9号「安曇野都市計画区画整理事業の変更（案）」
  - ・ 議案第10号「安曇野都市計画地区計画の変更（案）」
  - ・ 議案第11号「安曇野都市計画用途地域の変更（案）」
- 以上11件について一括説明。

**【柳沢会長】**

議事録署名人を内川委員、宮崎委員に指名。

**【事務局 中村主事】**

- ・ 区域統合に伴い都市施設、地区計画、土地地区画整理事業、用途地域の名称変更する手続きとなっている。
- ・ 都市計画の決定は県と市があり、今回の議題は市が決定するものとなっている。市内には県決定分も存在するが既に前回の審議会で審議済みであり、今回は市決定分のみとなる。
- ・ 今回都市施設の変更は、10月11日に公告、25日まで2週間の縦覧を行った。意見書の提出はなかった。本日の安曇野市都市計画審議会で審議いただき、その後は来年1月に線引き廃止と同日告示を予定している。
- ・ 軽易な変更（名称変更のみ）の公園、広場、下水道については縦覧を省略している。
- ・ 本議案は内容の変更ではなく、名称変更が主である。

◆ 質疑

議案第1号 「安曇野都市計画道路の変更(案)」について

**【矢澤委員】**

国道147号で、北から3・5・11国道線、3・6・16町西線、更に豊科に入れば、3・6・2本町通線となり、ひとつの路線で3つに路線の番号に分類されている。公園線も旧町村ごと分かれている。国道147号、公園線もまとめた形での名称をつけるべきではないか。

**【事務局 内田課長】**

矢澤委員のご指摘のとおりである。今回は5つの区域が1つになるということで、名称、番号を振り直した。国道、県道は県決定になるが必要だと考えている。今回は5つの区域統合ということで行っている。

**【矢澤委員】**

この際一括して一つの路線として、名称変更すべきだと思うが。

**【事務局 横川係長】**

区域と同時に名称の変更ということでお願いしている。

**【矢澤委員】**

いまここで、旧町村単位で名称を付けて変更するのは事態あんまり意味のないような気がする。

**【柳沢会長】**

なぜこのタイミングなのか。

**【事務局 横川係長】**

今回は市決定分については名称の変更にとどめておき、今後時間を得てまた国と県を交え協議をしていきたい。

**【矢澤委員】**

改めて路線名をつけ直すという可能性がある中で今ここでとりあえず暫定の路線の付け方という理由は何かあるのか。

**【事務局 田中主査】**

都市計画区域の統合が前提にある。豊科、穂高、三郷、堀金、明科の都市計区域がなくなるためまずこれをしなくてはいけないという事務の関係がある。また矢澤委員のおっしゃられていることは理解する。しかし五月雨的に計画を変更するのではなく、都市計画区域も整い土地利用も一つになり、それでは安曇野市にどういった道路網、都市計画道路だけでなく全体の道路網、県も含めて考えていく必要があるのではないかと考えるため、今回は名称変更のみとなっている。

**【小松委員】**

起点と終点の範囲が明確になっている。将来道路修理をやる場合の一つの目安になって活用ができるのではないかな。

**【事務局 田中主査】**

今回の都市計画決定には修繕という物が入ってないが、道路整備とか修繕これは都市建設部として一体としてやっていかなくてはいけないものだと考える。

**【小松委員】**

都市計画道路の距離も入っている。この区域のこの路線をやるなど目安にはなる。こう残しておくのも意義あるのではないかな。

議案第2号「安曇野都市計画公園の変更(案)」について

**【矢澤委員】**

礫山公園は2・2・14という番号がふってあるが、1.74haでこの公園の規模は3になって、2・3・14というような番号になるのでは。礫山公園は以前、0.17haで計画決定されていたものを今回1.74haに整備して広げた部分も含めているのか。

松尾寺公園も、4・3・1になっているが、4.4haということになると4・4・1という規模の番号になるのではないかな。

**【事務局 田中】**

大変申し訳ない。議案の誤りである。礫山公園は2・3・14、決定面積は0.17ha、松尾寺山公園は、4・4・1で訂正願いたい。

**【矢澤委員】**

今の礫山公園は本来用地買収して整備する以前の都市計画変更の手続きをするべきだった。都市計画とは10年20年先を見越して都市計画決定をしていくべき。事業をやってから

追っかけ後で変更するというのは本来の都市計画ではない。後追いにならないようお願いする。

議案第3号「安曇野都市計画広場の変更(案)」について

質問なし

議案第4号「安曇野都市計画下水道（公共下水）の変更(案)」

【矢澤委員】

公共下水道これ汚水だけになっているが、公共下水に雨水があるのでは。私の地元の明科地区で水門等雨水路が整備されているが、雨水渠が計画からは漏れているのでは。

【事務局 山浦係長】

今の雨水渠に関しては表の放流渠が該当する。潮ポンプ場というのは雨水の関係になる。

【矢澤委員】

雨水の幹線はないということか。排水機だけでの計画決定でよいか。総括図が汚水しかない。雨水の総括図が付けなくてはいけないのでは。潮ポンプ場は雨水として別の総括図に付ける必要があると思う。

【事務局 山浦係長】

雨水の幹線はない。雨水総括図への潮ポンプ場の記載が落ちている。総括図の中に入れてなければいけない施設になる。

【柳沢会長】

修正をお願いする

議案第5号「安曇野都市計画下水道（都市下水路）の変更（案）」について

質問なし

議案第6号「安曇野都市計画汚物処理場の変更(案)」について

質問なし

議案第7号「安曇野都市計画ごみ焼却場の変更（案）」について

【矢澤委員】

平成18年か合併以後ごみ焼却場の西側骨材プラントがあったと思うが、焼却場の更新時に必要だということで買収されており、将来拡張しようとするところの区域の面積が計画に含まれていないと思うが、含まれているとすればいけばよいが。

（矢澤委員に計画図面を見ていただき、区域が含まれていることを確認）

議案第8号「安曇野都市計画火葬場の変更（案）」について

質問なし

議案第9号「安曇野都市計画区画整理事業の変更（案）」について

質問なし

議案第10号「安曇野都市計画地区計画の変更（案）」について

【矢澤委員】

地区ごとに計画変更だが、一覧表にまとめたの地区計画の計画決定はされないのか。

【事務局 田中】

議案は名称変更の部分を抜粋している。地区計画はそれぞれ存在する。

議案第11号「安曇野都市計画用途地域の変更（案）」について

【宮崎委員】

今回線引きの廃止に伴い市街化区域がなくなるが、これに伴う開発許可基準は線引きの廃止に伴ってその他と同じ3,000㎡ということで自動的に移行するのか。もしくは今後条例等で見直し等の検討予定があるのか。

【事務局 横川係長】

白地の都市計画区域となるので3,000㎡の法的な区切りで行う。

【宮崎委員】

用途地域内も含めてか。

【事務局 横川係長】

はい。

【宮崎委員】

市街化区域ということで1,000㎡以上でやってきた。条例では用途地域外についてはかなり厳しい基準がされているかと思うが、用途地域内にそのような基準がなくていいのかなということを感じる。3,000㎡になっても特に影響がないという考えか。

【事務局 横川係長】

条例施行豊科以外の4地域が昨年4月から土地利用条例による運用が始まり、まだまだこのデータの蓄積がない。都市計画マスタープランにおいても概ねこの土地利用を5年のスパンで見直し、検討の機会を作ろうというような話になっている。土地利用条例の第11条では、都市計画の基礎調査等を見て勘案した中で、必要に応じた条例の改正ということを考えている。

【宮崎委員】

今後の検討ということでもよいかと思うが、線引きをされている中では市街化区域は1,000㎡以上、調整区域は全ての開発という形の物が土地利用条例で3,000㎡という形になる。用途区域内については、土地利用条例の網がかからないので、それが3,000㎡で妥当かどうかということをご検証していただきたい。

◆ 採決

第1号から第11号まで一括簡易採決。

異議なしとし、議案第1号から議案第11号は原案（訂正箇所、図面の添付等を行い）のとおり可決。